

橋本周辺広域市町村圏組合情報公開審査会規則

平成 22 年 2 月 15 日

規 則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本周辺広域市町村圏組合情報公開条例(平成 22 年橋本周辺広域市町村圏組合条例第 1 号)第 16 条第 11 項の規定に基づき、橋本周辺広域市町村圏組合情報公開審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に開催される審査会の会議は、管理者が招集する。

2 審査会の会議は、会長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、財務情報部局において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。